

# 中国日本商会定款

1980年12月10日制定  
1983年4月9日一部改正  
1986年4月5日一部改正  
1987年4月4日一部改正  
1988年4月16日一部改正  
1989年4月5日一部改正  
1990年4月24日一部改正  
1990年8月22日一部改正  
1996年4月5日一部改正  
1997年4月11日一部改正  
1998年4月15日一部改正  
2001年4月19日一部改正  
2004年4月22日一部改正  
2005年4月21日一部改正  
2006年4月20日一部改正  
2008年4月23日一部改正  
2015年4月23日一部改正

## 第1章 総 則

- 第1条 本商会は、中国日本商会(The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China)と称する。
- 第2条 本商会は、会員と中国との貿易、投資その他経済交流の促進に係る援助及び便宜供与に関する事業等を行うことにより、会員の円滑な事業活動を促進し、以て日中経済交流の発展と日中友好の増進に資することを目的とする。
- 第3条 本商会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1)貿易、投資、技術交流、金融、流通等経済に関する調査研究、資料の収集及びその成果の会員への普及。
  - (2)会報の発行その他の会員への情報提供。
  - (3)講演会、セミナー等の開催。
  - (4)中国及び外国の関係機関との交流並びに中国政府その他関係機関への提言及び要望。
  - (5)会員が日中友好増進に資する団体に参加する場合の便宜供与。
  - (6)その他本商会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 本商会は、営利を目的とする事業及び特定の個人、法人、その他の団体の利益を目的とする事業は行わない。
- 第4条 本商会は、事務所を「北京市朝陽区建国門外大街甲26号長富宮弁公楼3層」に置く。

## 第2章 会 員

- 第5条 次の各号に掲げる者は、本商会の会員となることができる。
- (1)日本国法人が設立した北京市に所在する代表機構及びその支所
  - (2)日本国法人が出資する北京市に所在する外商投資企業及び分公司等
  - (3)日本国法人が設立した北京市の周辺地域に所在する代表機構及びその支所
  - (4)日本国法人が出資する北京市の周辺地域に所在する外国投資企業及び分公司
  - (5)北京市およびその周辺地域に所在する法人に在籍する日本人
- 2 この他、前5号に該当しない者であって、本商会の趣旨に賛同する者は、企画委員会の個別審査を経て、本商会の賛助会員となることができるものとする。但し、

第8条（役員の選任・被選任の権利、議決権）、第13条（臨時総会要求権）及び第17条（理事・監事の被選任の権利）に記載された権利を行使することはできない。

3 以上のはか、入会資格に関する詳細事項は、理事会の決議を得て別に定める。

第6条 入会しようとする者は、所定の書面により申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

2 退会しようとする会員は、その旨を書面により届け出、会費を完納の上、退会することができる。

### 第3章 会員の権利及び義務

第7条 会員は、本商工会が行う会員の事業活動発展のための援助及び便宜供与を受ける権利を有する。

第8条 会員は、役員を選出し、役員に選任される権利を有する。また、総会及び所属する部会に出席し、意見を述べ、議決に加わる権利を有する。

第9条 会員は、この定款並びに総会及び理事会の議決事項を遵守しなければならない。これに違反し、または実業人として必要とされる社会的道義を著しく損なうような行為のあった会員は、総会の決議により除名することができる。

第10条 会費の滞納が6ヵ月以上に及ぶ会員は、理事会の決議により退会とすることができる。

第11条 会員は、辞職した場合、または破産、禁治産もしくは準禁治産の宣告を受けた場合は、その日付をもって退会とする。

第12条 会員との連絡がとだえ、事務局に登録されたすべての連絡方法により連絡をとることを試みたにも関わらず、会員の所在が確認できなかった場合、理事会の決議を経て会員資格を一時停止し、6ヵ月経過後に退会とすることができる。

### 第4章 総会

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年4月に開催し、臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があった時に、会長がこれを招集する。

第14条 総会は、会員総数の半数以上の出席(委任状を含む、以下同じ)をもって成立する。

2 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

3 次に掲げる事項の決議は、前項の規定に係わらず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

- (1)会員の除名。
- (2)役員の解任。
- (3)定款の改正。
- (4)解散。

第15条 前年度の事業報告及び会計報告並びに当該年度の事業計画及び収支予算は、定時総会の議案としなければならない。

2 総会の議案はこの定款に定めのある場合のほかは、理事会で定める。

### 第5章 役員及び理事会

第16条 本商工会に、理事75名以内及び監事2名以内を置き、理事の中から会長1名、副会長16名以内を置く。

- 第17条 理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。
- 第18条 会長は、理事会において互選する。但し、日本国籍を有する者に限る。
- 2 副会長は、理事の中から会長が指名する。
- 第19条 会長の任期は、1年とし、翌年度に限り再任されることが出来ない。但し、前任者が任期途中で辞任し、または解任された場合は、その期間は前任者の残任期間とし、その期間終了後1回に限り再任されることができる。
- 2 副会長の任期については、前項の規定を準用する。但し、特別の事情のある場合は、この限りでない。
- 3 理事及び監事の任期は1年(但し、前任者が任期途中で辞任し、または解任された場合は、前任者の残任期間)とし、再任されることができる。
- 第20条 理事または監事が任期途中で辞任し、または解任された場合、後任の理事または監事は、第17条の規定に関わらず、理事会の決議により選出することができる。
- 第21条 理事は、理事会を構成し、理事会は、次の各号に定める事項を審議し、決定する。
- (1)会員の除名、役員の解任、定款の改正及び本商会の解散の総会への付議。
  - (2)事業報告及び会計報告並びに事業計画及び収支予算の総会への付議。
  - (3)事業の基本方針の決定。
  - (4)重要な財産の取得及び処分。
  - (5)諸規約の制定及び改廃。
  - (6)前各号に定めるもののほか、本商会の運営に関する重要事項。
- 第22条 役員(理事を除く)は、次の業務を担当する。
- (1)会長は、本商会を代表し、本商会の事務を総理する。
  - (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
  - (3)監事は、会計を監査する。

## 第6章 運営

- 第23条 本商会に、業種別部会及び三資企業部会(以下「部会等」という)を置く。
- 2 部会等は、当該部会等に関する理事候補及び副会長候補の推薦その他の活動を行う。
- 3 部会等の活動内容その他の運営に関する必要事項は、理事会の決議を得て別に定める。
- 第24条 理事会の決議により、本商会に委員会、研究会その他組織を置くことができる。
- 第25条 本商会に、事務局を置き、事務局に事務局長1名のほか必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

## 第7章 入会金、会費及び会計

- 第26条 本商会の運営に必要な資金は、入会金、会費及び寄付金によるものとする。
- 2 入会金及び会費は、総会の決議により定める。
- 第27条 本商会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 第28条 第15条第1項に規定する会計報告には、監事の意見を附さなければならない。

## 第8章 名誉会員等

- 第29条 本商会に名誉会員及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉会員は、本商会の発展に貢献のあった人を理事会の決議により委嘱する。

- 3 顧問は、本商会に貢献すると思われる人を会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 名誉会員及び顧問には、第2章から第7章まで及び第9章の規定は、適用しない。

## 第9章 定款の改正及び解散

第30条 この定款は、総会の決議により改正することができる。

第31条 本商会は、総会の決議により解散することができる。

- 2 解散するときは、財産は精算されるものとする。残余財産は、総会または理事会の決議に従って処理する。

付 則 この定款は、1980年12月10日から施行する。

付 則 この定款は、1983年4月9日から施行する。

付 則 この定款は、1986年4月5日から施行する。

付 則 この定款は、1987年4月4日から施行する。

付 則 この定款は、1988年4月16日から施行する。

付 則 この定款は、1989年4月5日から施行する。

付 則 この定款は、1990年4月24日から施行する。

付 則 この定款は、1990年8月22日から施行する。

付 則 この定款は、1996年4月5日から施行する。

付 則 この定款は、1997年4月11日から施行する。

付 則 この定款は、1998年4月15日から施行する。

付 則 この定款は、2001年4月19日から施行する。なお、第5条「会員の資格」については、2001年4月19日以前に法人会員として加入している会員については適用されない。

付 則 この定款は、2004年4月22日から施行する。

付 則 この定款は、2005年4月21日から施行する。

付 則 この定款は、2006年4月20日から施行する。

付 則 この定款は、2008年4月23日から施行する。

付 則 この定款は、2015年4月23日から施行する。